（平成二十八年法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号の二、第十条第一項及び第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

（平成三十年法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第四号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第五号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第十三条第十二項第二号中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改め、同条第二項中「平成三十一年十月一日から平成三十五年九月三十日まで」を「令和元年十月一日から令和五年九月三十日まで」に改める。

附則第二十二条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十四号）附則第十条に一項を加える改正規定及び附則第二十三条のうち地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十六号）附則第十一条に一項を加える改正規定中「平成三十五年十月一日」を「令和五年十月一日」に改める。

（平成三十一年法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第六条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十一年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　吉川　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

省令

○農林水産省令第十三号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第十条第一項の規定に基づき、大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令

大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
1　農林水産大臣は、管理期間（三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろに係る大臣管理量による管理の対象となる期間として海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第一項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。	1　農林水産大臣は、管理期間（三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろに係る大臣管理量による管理の対象となる期間として海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第一項に規定する基本計画で定める期間をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　遠洋かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び近海かつお・まぐろ漁業（同項第九号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。	二　遠洋かつお・まぐろ漁業（指定漁業を定める政令第一項第八号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及び近海かつお・まぐろ漁業（同項第九号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業及び近海かつお・まぐろ漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
三　東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第一項第二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及びかじき等流し網漁業（同項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろ又は三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。	三　東シナ海等かじき等流し網漁業（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第一項第二号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）及びかじき等流し網漁業（同項第三号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）に係る三十キログラム未満のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
（削る）	四　遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量を合計した数量が、当該くろまぐろに係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業に係る数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。